

北海道知事選挙 及び 北海道議会議員選挙 の投票日は**4月7日（日）**です

北海道知事及び北海道議会議員選挙が、4月7日（日）を選挙期日として執行されるところですが、これに係る諸連絡事項を次のとおりお知らせします。

◎ 選挙期日等

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 投票日 | 平成31年4月7日（日） |
| (2) 投票時間 | 午前7時00分から <u>午後6時00分まで</u> |
| (3) 投票場所 | 第1投票所 留寿都村公民館
第2投票所 三ノ原五輪会館 |
| (4) 開票の事務 | 即日開票 午後8時00分開始 |
- ※開票場所は、留寿都村公民館ホールです。

※開票立会人の届出期限は、4月4日（木）午後5時00分までです。

◎ 告示日等

- | | | |
|---------|-----------|----------------|
| (1) 告示日 | | |
| | 北海道知事選挙 | 平成31年 3月21日（木） |
| | 北海道議会議員選挙 | 平成31年 3月29日（金） |
- (2) 立候補受付
- 告示の日の午前8時30分から午後5時00分までの時間帯で立候の受付が行われますが、これは、北海道選挙管理委員会の事務となります。

◎ 選挙人名簿登録基準日等（選挙権のある方）

北海道知事選挙については、平成31年3月20日（水）を基準日として、同日に選挙人名簿の北海道知事選挙時登録を行います。

北海道議会議員選挙については、平成31年3月28日（木）を基準日として、同日に選挙人名簿の北海道議会議員選挙時登録を行います。

今回の選挙で投票のできる方（選挙権のある方）は、次の要件を備え、選挙人名簿に登録されている方となります。

- ・ 平成13年4月8日以前に生まれた方（平成31年4月7日現在で満18歳以上の方）
- ・ 平成30年12月28日以前から引き続き留寿都村に住所をお持ちの方
（注）平成30年11月29日以降に留寿都村から転出された方で、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない方は、留寿都村で投票することができます。

※1 公職選挙法改正により、2回以上の住所異動をした場合でも、道内のみの異動であれば選挙人名簿に登録されている住所地において投票できるようになりました。

※2 投票の際は「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。この証明書はいずれの市区町村でも発行しています。留寿都村では住民福祉課で発行しています（手数料はかかりません。）。

また、公職選挙法改正により、この証明書がない場合でも、投票の際に「引き続き北海道の区域内に住所を有することの確認申請」をすることができ、選挙管理委員会による確認の後、投票することができるようになりました。この確認の申請をする場合は受付に申し出てください。

※3 道外へ転出された方は投票できません。

◎ 期日前投票

選挙当日、仕事や旅行など（次のような事情）により投票所へ行けない方は、期日前投票を行うことができます。

- 選挙当日、仕事のある方や冠婚葬祭に関わる方（学業、地域行事の役員なども含まれます。）
- 旅行などにより投票する場所を離れる方（レジャー、買物、通院なども含まれ

ます。)

- 病気、けがなどにより選挙当日歩行が困難な方（現在は支障がなくても、入院・手術などにより、選挙当日には歩行が困難になるときなども含まれます。）

■期日前投票の場所	留寿都村役場総務課 (役場正面から入って、左奥です)
■期日前投票ができる期間	
○北海道知事選挙	<u>3月22日(金)から4月6日(土)まで</u>
○北海道議会議員選挙	<u>3月30日(土)から4月6日(土)まで</u>
注)	3月22日から3月29日までの間に期日前投票をされる方は、北海道知事選挙のみの投票しかすることができません。よって、3月30日以降4月6日までに、北海道議会議員選挙の期日前投票をするため、再度受付をしていただく必要があります。
	一度に両方（知事及び道議）の選挙の期日前投票を済ませたい場合は、3月30日（土）以降に投票をしてください。
■期日前投票ができる時間	<u>午前8時30分から午後8時00分まで</u> (お昼休み等はありませんので、この時間帯であるなら何時でも受付しています。)

【投票所入場券の発送】

- 投票所入場券については、平成31年3月22日（金）にお手元に届く予定です。
- 投票所入場券が届いていなくても3月22日（金）からの期日前投票を行うことができますので、期日前投票所（役場総務課）へお越しください。

◎ 不在者投票

次のような方（場合）は、不在者投票を行うことができます。

- 他の市町村の名簿に登載されている方。ただし、名簿に登載されている市町村から、あらかじめ投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付を受けている必要があります。
- 投票日には選挙権を有するが、投票日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない方（例えば、投票日には18歳を迎えるが、投票日前におい

て未だ17歳で選挙権を有しない方)については、期日前投票をすることはできませんが、不在者投票によりこれをするができます。

(投票の場所は、留寿都村役場総務課又は滞在地先の市町村になります。)

- 選挙の告示日の翌日から選挙当日の間、長期出張等による理由で遠隔地に滞在している場合、事前に手続きを(投票用紙等の請求)をしていただくことにより、滞在地先の市町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

※ 郵便でのやりとりが何度か必要です。期日までに届かない場合は投票が無効となりますので、早めに手続きをしてください。

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した病院、老人ホームなどに入院・入所されている方については、施設等で不在者投票ができますので、詳しくは各施設にお尋ねください。

なお、入院・手術などの予定があり、選挙当日には歩行が困難になるが、それまでは支障がない方は、前段で説明した期日前投票を行うことができます。

※ 不在者投票の場所、期間及び時間は、期日前投票と同じです。



選挙についてのお問い合わせ先

留寿都村選挙管理委員会(留寿都村役場総務課内) 電話 46-3131
(担当:書記 森)

平成31年 3月 5日